

島根県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱
新旧対照表（令和6年1月 日改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">_____島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 _____島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この補助金は、社会福祉法人等が実施するエネルギーコスト削減を図るための設備更新又は機器導入等を交付の対象とし、対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費及び補助対象期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業者</p> <p>社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は日本赤十字社のいずれかの法人であって、島根県内において現に別表の右欄に掲げる社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）を運営している者<u>（過去にこの補助金を受領して設備更新又は機器導入等を実施したことがある者を除く。）</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p style="text-align: center;">令和5年度島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 <u>令和5年度</u>島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この補助金は、社会福祉法人等が実施するエネルギーコスト削減を図るための設備更新又は機器導入等を交付の対象とし、対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費及び補助対象期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助事業者</p> <p>社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は日本赤十字社のいずれかの法人であって、島根県内において現に別表の右欄に掲げる社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）を運営している者_____</p> <p>_____</p> <p>(2) [略]</p>

(3) 補助対象期間

交付決定日から令和6年2月28日までとする。

ただし、令和5年12月21日に成立した県補正予算を財源として、同日以降に交付決定されたもの（以下、「追加補正対応分」という。）については、令和7年2月28日までとする。

第4条～第8条 〔略〕

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第5号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日（第5条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）から起算して1か月を経過した日又は令和6年 3月8日（追加補正対応分について、は令和7年3月7日）のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

第10条～第13条 〔略〕

附 則

1 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月12日から施行する。

2 この要綱の改正の施行日の前日までに、改正前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 〔略〕

(3) 補助対象期間

交付決定日から令和6年2月28日までとする。

第4条～第8条 〔略〕

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第5号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日（第5条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）から起算して1か月を経過した日又は事業完了年度の3月8日 のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

第10条～第13条 〔略〕

附 則

〔略〕

附 則

〔新設〕

別表 〔略〕

